

我が国における2017年の保障措置活動の実施結果及び

国際原子力機関(IAEA)による「2017年版保障措置声明」の公表について

平成30年7月3日
原子力規制庁

1. 我が国における2017年の保障措置活動の実施結果について

○我が国は核兵器不拡散条約(NPT)に加盟し、同条約の下、IAEAとの間で締結した保障措置協定、及び同協定の追加議定書に基づき、IAEA保障措置を適用する義務を負っている。また、14の国及び2つの国際機関との間で締結している二国間原子力協力協定等に基づく核物質の管理等を行う義務を有している。

○原子力規制委員会は、これらの協定等に規定される国際約束を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っている。我が国が2017年中に行った保障措置活動の概況は以下のとおり。

- 国際規制物資の計量管理、その報告及び申告並びに原子力規制委員会による保障措置検査等の実施
 - ・ 2,089の国際規制物資使用者等は、保有する国際規制物資の計量管理を行い、原子力規制委員会に対して4,630件の計量管理に関する報告を提出した。原子力規制委員会はその報告を取りまとめ、外務省を通じてIAEAに対して申告を行った。IAEAは当該申告を基に原子力規制委員会等の立ち会いの下に査察等を実施した。原子力規制委員会等は、当該立ち会いも含め、1,843人・日の保障措置検査等を実施した。(保障措置活動に関する詳細なデータについては別紙1を参照。申告された核燃料物質質量については別紙2を参照。)
 - ・ 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所については、1～3号機以外にある全ての核物質について通常の軽水炉と同等の検認活動が行われた。一方、高放射線の影響等により通常の保障措置活動の実施が困難な1～3号機に対しては、光学カメラと放射線モニターから成る常時監視システムによる監視や、同発電所サイト内のみに適用される追加的検認活動により、核物質の持ち出しがないことが確認された。3号機については、使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けたドーム型カバー、燃料取扱機及びクレーンの設置作業の進捗に伴い、2017年に、燃料取扱機やクレーンの試験運転期間中に未申告の核物質の持ち出しがないことを監視するためのカメラを使用済燃料プール近傍に設置する検討を行い、2018年1月に設置を完了した。また、IAEAとの間で、1～3号機の熔融燃料の取り出しに向けた国内の検討状況について情報を共有するとともに、同取出作業に関する保障措置上の対応等の検討・協議の実施について合意した。
- 保障措置検査で試料採取した核燃料物質の分析
 - ・ 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関は保障措置検査において事業者から203の試料を採取し、当該試料の核燃料物質の濃度、同位体組成比等を分析し、その結果をIAEAとの間で比較し、分析結果に有意な差異がないことを確認した。

➤ 保障措置分析技術の維持・高度化

- ・ IAEAのネットワーク分析所として認定を受けている国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の高度環境分析研究棟(CLEAR)において、国外試料48件を分析した。JAEAはこれらの結果をIAEAに提供するとともに、我が国の環境試料分析手法の開発及び高度化に取り組んだ。

○2017年中に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等により、国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることを確認した。

2. IAEAによる「2017年版保障措置声明」の公表について

○IAEAは、各国と締結する保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、これらの国の核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを確認する目的で保障措置活動を行っている。

○IAEAは保障措置活動として、締約国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は活動が無いことを確認し、その評価結果をとりまとめている。

○この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2017年版については、平成30年6月に公表された。

○この保障措置声明は、IAEAが加盟国と締結する保障措置協定の種類に応じとりまとめられており、我が国は、核兵器不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定(包括的保障措置協定)とともに追加議定書が発効している国の一つとして以下の通り評価された。

IAEAは、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している127の国のうち、70の国について、

- ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない
- ・ 未申告の核物質又は活動の兆候が見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的活動にとどまっている(拡大結論)と評価した。

IAEAの「2017年版保障措置声明 (Safeguards Statement for 2017)」のURL:
<https://www.iaea.org/sites/default/files/18/06/statement-sir-2017.pdf>

※保障措置声明の概要は、参考1を参照。

○なお、我が国はIAEAより、初めて拡大結論が導出された2003年以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの評価を得ている。

②原子炉等規制法上の規制区分別の核燃料物質の在庫量

2017年12月31日現在

()内は2016年12月31日現在

核燃料物質の区分 ^{注1} 原子炉等規制 法上の規制区分 ^{注2}	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
製錬	-	-	-	-	-	-
加工	470 (556)	11,852 (11,768)	0 (0)	1,531 (1,495)	62 (60)	- (-)
試験研究用等炉	31 (31)	63 (63)	0 (0)	34 (34)	2 (2)	1,842 (1,842)
実用発電用炉	430 (430)	3,228 (3,222)	- (-)	17,170 (17,082)	372 (369)	139,562 (138,609)
研究開発段階原子炉	- (-)	95 (95)	- (-)	3 (3)	0 (0)	3,323 (3,323)
貯蔵	-	-	-	-	-	-
再処理	2 (2)	597 (597)	0 (0)	3,472 (3,472)	33 (33)	30,728 (30,785)
廃棄	-	-	-	-	-	-
使用	122 (122)	239 (239)	5 (4)	48 (49)	1 (1)	3,938 (3,889)
原子力利用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/
国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/
非原子力利用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/
国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/
合計 ^{注3}	1,055 (1,142)	16,075 (15,984)	5 (5)	22,258 (22,135)	470 (465)	179,393 (178,448)

・表中の「-」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注1 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的、化学的な状態によらず区分毎の合計量を記載。

注2 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。製錬事業者(第3条第1項)、加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3第5第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第44条第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。

注3 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

③二国間原子力協力協定等に基づく国籍区分別の核燃料物質の在庫量

2017年12月31日現在
()内は2016年12月31日現在

国籍の区分 核燃料物質の区分 ^{注1}	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U (t)	U-235 (t)	
アメリカ	96 (93)	3,692 (3,692)	1 (1)	16,047 (16,005)	328 (327)	129,223 (128,306)
イギリス	13 (13)	447 (447)	0 (0)	2,317 (2,275)	49 (47)	18,642 (18,648)
フランス	36 (54)	6,505 (6,482)	0 (0)	6,020 (5,973)	103 (100)	57,340 (56,860)
カナダ	712 (780)	5,247 (5,179)	0 (0)	5,672 (5,643)	106 (105)	52,277 (51,344)
オーストラリア	22 (25)	1,028 (1,025)	- (-)	4,007 (3,997)	86 (86)	29,540 (29,559)
中国	27 (27)	253 (253)	- (-)	278 (278)	7 (7)	2,046 (2,046)
ユーラトム	49 (67)	6,506 (6,484)	0 (0)	8,039 (7,918)	184 (178)	19,376 (18,886)
カザフスタン	- (-)	- (-)	- (-)	37 (23)	1 (1)	- (-)
韓国	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ベトナム	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ヨルダン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ロシア	- (-)	- (-)	- (-)	67 (67)	3 (3)	- (-)
トルコ	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
UAE	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
インド ^{注2}	-	-	-	-	-	-
IAEA	1 (1)	2 (2)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
その他	193 (193)	2,051 (2,054)	4 (4)	361 (372)	9 (10)	3,782 (3,767)

・ 二国間原子力協定及びIAEAウラン供給協定の対象となる核燃料物質の量を締約国毎に記載。なお、複数の協定の対象となる核燃料物質は、それぞれの供給当事国区分に重複して計上。
・ 表中「-」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。
注1 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的・化学的性状によらず区分毎の合計量を記載。
注2 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定は2017年7月21日に発効。

2017年保障措置声明における保障措置協定の種類に応じた評価結果（概要）

保障措置協定の種類	国数	評価結果
核兵器不拡散条約締約国	190 ^{注1}	—
保障措置協定非締約国	12	いかなる保障措置結論も導出できず。
保障措置協定適用対象国	181 ^{注1, 注2}	—
INF/CIRC/153型保障措置協定 （包括的保障措置協定） ＋ 追加議定書（Additional Protocol）	70 ^{注2}	・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質又は活動の兆候も見られない。 ⇒ すべての核物質が平和的活動にとどまっている（拡大結論）。
	127 ^{注2}	・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質又は活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
	57	・ 申告された核物質又は活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
INF/CIRC/153型保障措置協定 （包括的保障措置協定）	46	・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ^{注3} ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
自発的協定（Voluntary Offer Agreement）	5	・ 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。 ⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動にとどまっているか、又は協定に規定されたとおりに保障措置から取り下げられている。
INF/CIRC/66型保障措置協定	3	・ 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。 ⇒ 保障措置の適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動にとどまっている。

^{注1} 北朝鮮を含まない。

^{注2} この他に台湾。

^{注3} シリアについては、特別の言及あり。